

<国土交通省が地方公共団体に対し提供可能な情報>

【バス】(道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に限る。)

- ・ 運行系統、運行ダイヤ・運行回数、キロ程、運賃
(事業者毎の営業収益等の収支状況及びその内訳)
- ・ 路線毎の運送収入
- ・ 路線毎の走行キロ、輸送人員(定期・定期外)、平均乗車密度

※上記3つの情報について、路線不定期運行又は区域運行の場合も含む。

【鉄道】(軌道についても同様に取り扱う。)

- ・ 損益計算書(事業者毎)
- ・ 貸借対照表(事業者毎)
- ・ 鉄道事業営業損益(事業者毎)

※上記3つの情報について、情報提供する項目は別添2のとおり。

- ・ 旅客運輸収入(通勤・通学・定期外)(路線毎)
- ・ 輸送人員(通勤・通学・定期外)(路線毎)
- ・ 輸送人キロ(通勤・通学・定期外)(路線毎)

※上記3つの情報について、情報提供する項目は別添3のとおり。